

〔39 釈 文〕新田郡平塚村ほか浅間焼け百姓相続願い

(天明三年・一七八三)

乍レ恐以ニ書付一奉ニ申上一候

平塚村	八木沼村
境村	女塚村
三ツ木村	下田中村
世良田村	

先達而以ニ書付一御訴奉ニ申上一候砂降り候義、当月八日ニ
夕方降り止候処、当秋作之儀不レ残降埋候ニ付、少々も
種とり申度、大豆其外諸作ほり出候得共、
実のり可レ申様子二者無ニ御座一候、勿論右躰
ニ而者麦作仕付茂相成不レ申候間、御見分之
上、何れニも百姓取続候様、御慈悲奉ニ願上一候、
以上

天明三年卯七月

六左衛門	六郎左衛門
清右衛門	伴七
杳右衛門	幾右衛門
小重郎	幸助
遠藤兵右衛門様	御役所

世良田村惣吉^(カ)も出府被レ成候

与頭・百姓代印

【39 読み下し文】

恐れ乍（なが）ら書付を以（もつ）て申し上げ奉り候

平塚村	八木沼村
境村	女塚村
三ツ木村	下田中村
世良田村	

先達（せんだつ）て書付を以て御訴え申し上げ奉り候砂降り候義、当月八日に夕方降り止み候処、当秋作の儀残らず降り埋まり候に付、少々も種とり申し度（たく）、大豆其の外諸作ほり出し候えども、実のり申すべき様子には御座無く候、勿論（もちろん）右躰（みぎてい）にては麦作仕付けも相成り申さず候間、御見分の上、何れにも百姓取り続き候様、御慈悲願い上げ奉り候、以上

天明三年卯七月

六左衛門
清右衛門
空右衛門
小重郎
幸助
六郎左衛門
伴七
幾右衛門

遠藤兵右衛門様

御役所

世良田村惣吉^{（カ）}も出府成られ候

与頭（くみがしら）・百姓代印